

**2024 年 1 月改訂（第 4 版）

*2021 年 7 月改訂（第 3 版）

届出番号：17B2X10001000266

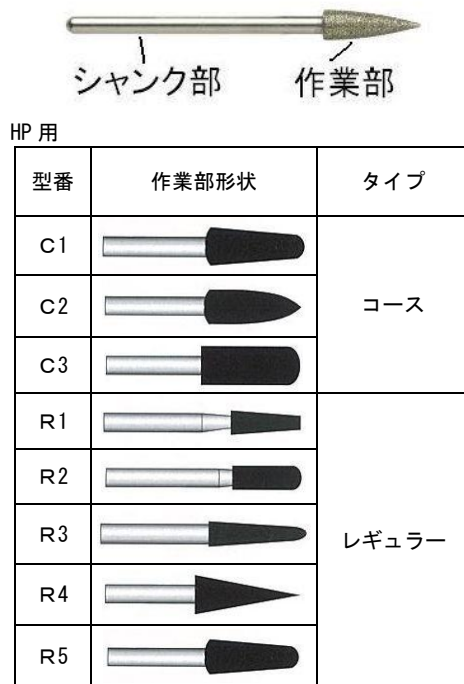
歯科材料（09）歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDN コード：16670000

シンタードダイヤモンドバー

*【形状、構造及び原理等】

1. 形状・構造

下記の通り



2. 包装

1 本 / ケース

【使用目的又は効果】

本品は微細なダイヤモンド結晶で砥着されたスチール製の作業部をもち、歯科用電気駆動装置に装着し、金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料を研削するために用いる回転式の研削器具である。

【使用方法等】

【使用方法】

- 1) 歯科用電気駆動装置にシャンクを確実に挿入して下さい。
- 2) 試運転して回転に振れ等がなければ、口腔外で補綴物等を研削してください。

※最大回転数

C1、C2、R5：30,000rpm

R2、R3：40,000rpm

【使用方法等に関連する使用上の注意】

- ・指定の最大回転数を超えて使用しないこと。
- ・損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは使用しないこと。
- ・歯科用電気駆動装置の取扱説明書に従い、バーを確実に奥まで装着したことを確認してから使用すること。
- ・ヘッド形状によっては、折れたり、曲がったりするので、無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- ・安全の為に、保護眼鏡を使用すること。
- ・作業中に異常音が発生したり、激しく振動するような場合、破損が疑われる場合は直ちに作業を停止すること。
- ・本品は高速回転で使用されるため、使用中に破折する可能性があるので十分に注意すること。

【使用上の注意】

- 1) 器具に対して、形状変更・打刻（刻印）等の二次加工やヒートテイングを行うことは破損の原因となるので絶対に行わないこと。
- 2) 素材のステンレススチールは鉄に対して錆び難い金属であるが、使用方法、環境によっては腐食（錆び）することがある。

【保管方法及び有効期間等】

- 1) 粉塵や化学製品を避け、清潔な場所に保管すること。
- 2) 「もらいさび」を防ぐため、十分に水分を拭き取り、錆びている器具と一緒にしないこと。
- 3) 保管中、損傷しないように注意すること。

【保守・点検に係る事項】

使用前・使用後は破損、ヒビ、先端及び柄部の傷、大きな腐食がないか確認すること。これらがある場合は使用を中止すること。

・【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社歯愛メディカル

住所：石川県能美市福島町に 152 番地

製造業者：acurata GmbH & Co. KG

（アキュラタ ゲーエムベーハー社）

製造国：ドイツ